

下水道使用料の改定について

令和8年度 第1回 身延町上下水道事業運営審議会

身延町上下水道課

目 次

▶	1	下水道使用料について	・ ・ ・	3
▶	2	下水道事業の現状と課題	・ ・ ・	6
▶	3	下水道使用料の算定について	・ ・ ・	10
▶	4	下水道事業 使用料対象経費の算定	・ ・ ・	14
▶	5	下水道使用料改定案について	・ ・ ・	18

下水道使用料について

下水道使用料について

下水道法第10条及び第11条の3の規定に基づき、下水道が供用開始された場合は、下水道を使用しなければならない。

➡ 下水道は接続義務

下水道を整備することで、使用者の排水処理だけでなく、都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の保全等にも寄与するため、主に以下の項目については、一般会計が負担すべきものである。

(繰入基準)

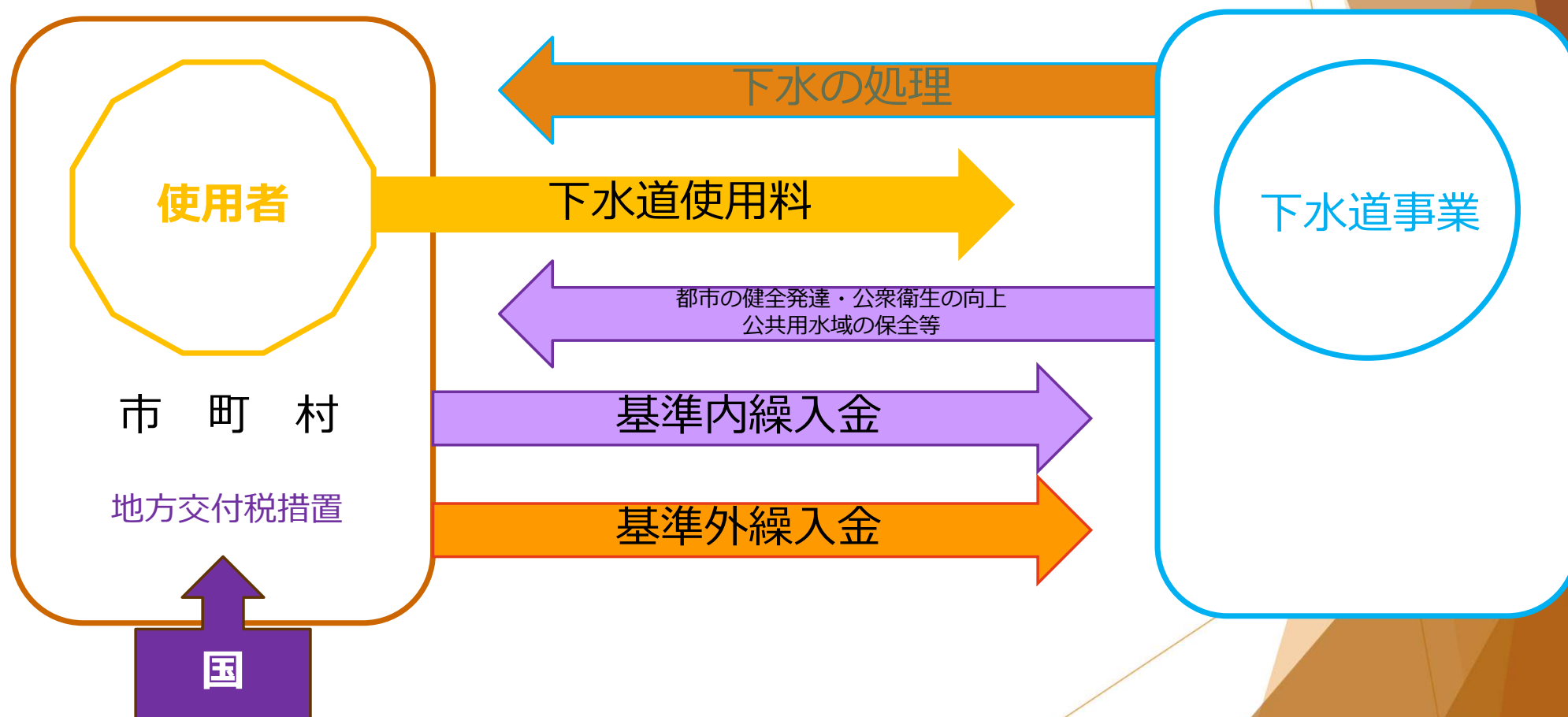
雨水処理費、資本費の一部、水質規制費（公共用水域の水質保全）、普及促進費（水洗便所への改造）、不明水処理費

※ただし、下水道事業は過去の整備に係る多額の企業債残高を抱えており、元金や利息の償還など、使用料収入と基準内繰入金(国補助等)だけでは不足が生じるため、赤字補填等(基準外繰入金)により不足を賄っている。

⇒基準外繰入金は、

下水道を使用していない町民の税金も投入されていることから、削減に努めなければならない。

下水道使用料について



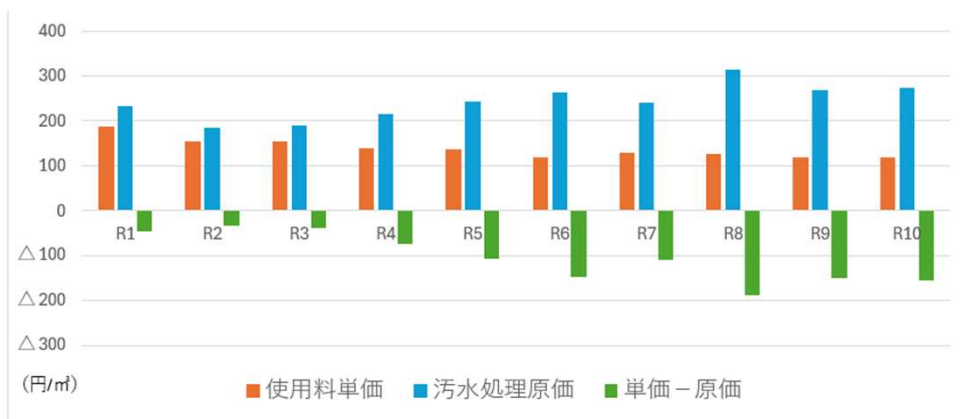
下水道事業の現状と課題

下水道事業 使用料単価と污水处理原価

使用料単価・・・下水道使用料収入を年間有収水量で除したもの。有収水量1m³当たりの下水道使用料収入であり、下水道使用料の水準を示す指標。

污水处理原価・・・有収水量1m³当たりの污水处理に要した費用であり、污水資本費及び污水維持管理費の両方を含めた污水处理に係るコストを表した指標。

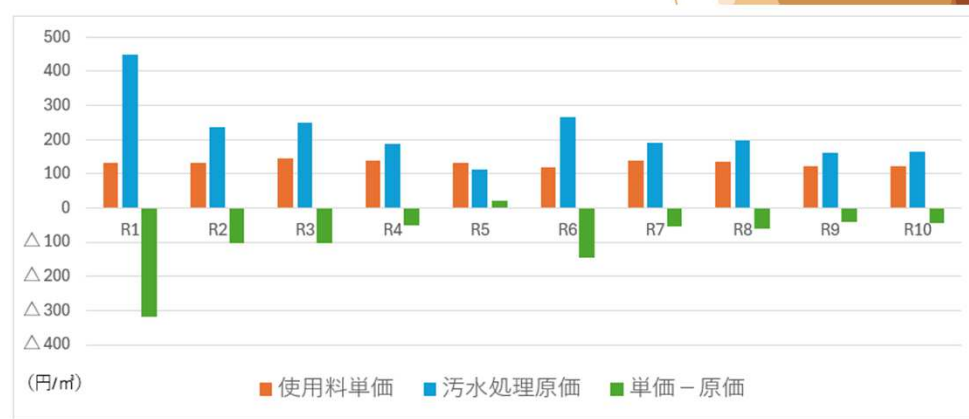
○公共下水道



円/m ³	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
使用料単価	188	153.5	153.76	139.69	136.68	118.15	130.07	126.19	118.1	118.1
污水处理原価	233	185.74	190.97	214.35	244.2	264.11	239.6	315.1	267.6	273.6
単価－原価	△ 45	△ 32	△ 37	△ 75	△ 108	△ 146	△ 110	△ 189	△ 150	△ 156

※R1～R10：経営戦略

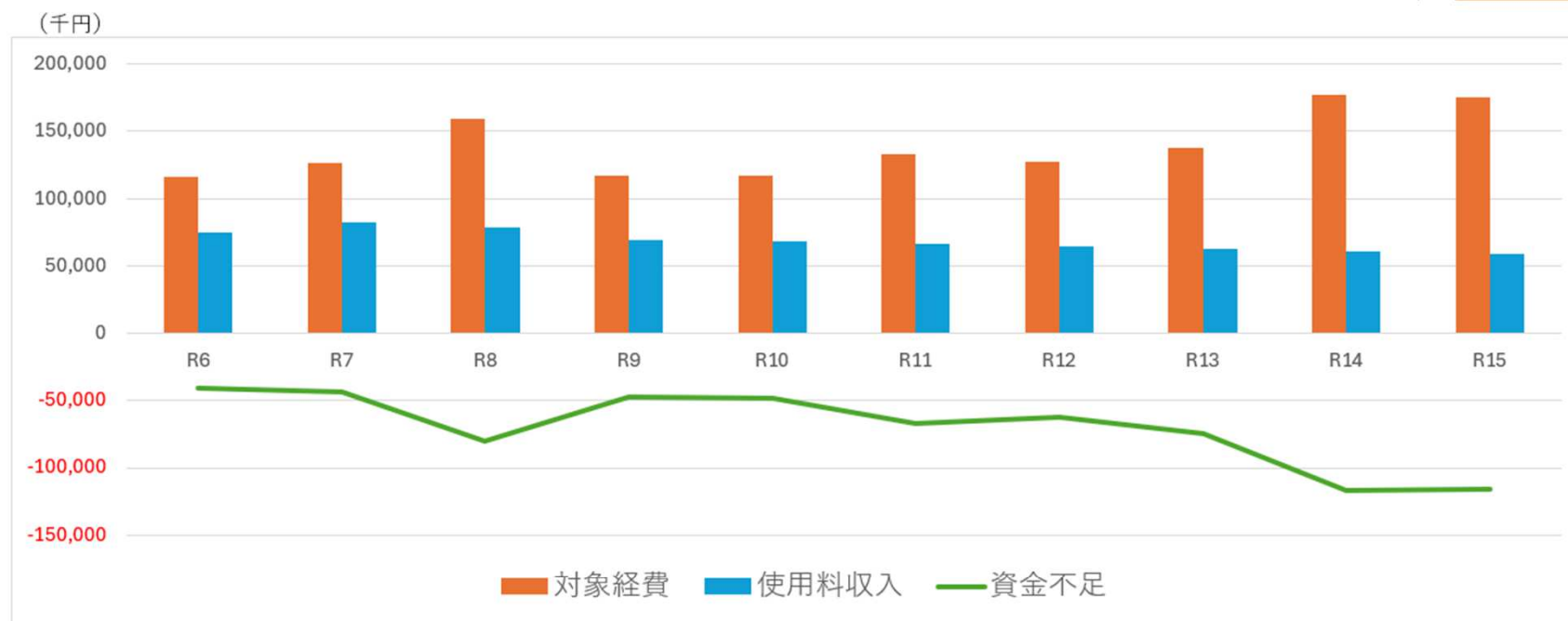
○特定環境保全公共下水道



円/m ³	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
使用料単価	133	133.14	146.61	138.53	131.38	118.15	136.98	135.67	121.1	121.1
污水处理原価	450	235.58	249.31	187.56	111.1	264.11	190.36	195.65	161.69	165.01
単価－原価	△ 317	△ 102	△ 103	△ 49	20	△ 146	△ 53	△ 60	△ 41	△ 44

※R1～R10：経営戦略

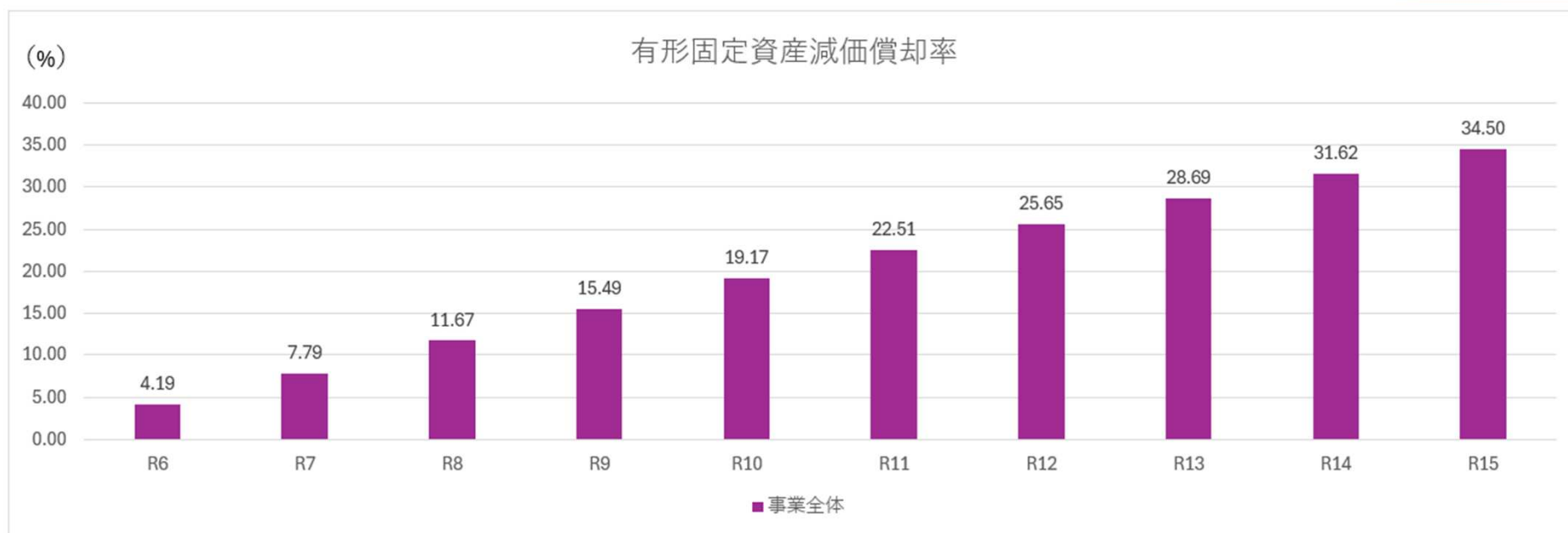
下水道事業の収益的収支



千円	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
対象経費	115,647	126,126	159,166	117,009	116,975	133,310	126,976	137,702	177,246	175,148
使用料収入	74,771	81,948	78,705	69,637	68,082	66,106	64,400	62,693	60,859	58,968
資金不足	-40,876	-44,178	-80,461	-47,372	-48,893	-67,204	-62,576	-75,009	-116,387	-116,180

下水道施設の老朽化の見通し

有形固定資産・・・有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを減価償却率
示す指標。



有形固定資産減価償却率(%)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
事業全体	4.19	7.79	11.67	15.49	19.17	22.51	25.65	28.69	31.62	34.50

下水道使用料の算定について

公営企業の基本原則

○公営企業会計は、独立採算制の原則のもと経営を行います。

適正な経費負担区分を前提とした独立採算制の原則

●独立採算制の原則（地方公営企業法第17条の2第2項）

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。



●経費負担区分（地方公営企業法第17条の2第1項）

その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもってあてることが適当でない経費
当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

下水道使用料算定の原則

決定原則

① 公正妥当性

- ・ 適正なサービスと料金水準
- ・ 公平な料金体系

② 適正な原価

- ・ 原価主義
(総括原価、個別原価)

③ 健全運営の確保

- ・ 資産維持費

■ 適正な原価とは・・・

公益事業としてなすべき正常な努力を行ったうえで
必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために
必要な資本費用（事業報酬）を含むもの。

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)(抄)

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法第14条第2項各号より

1. 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
2. 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
3. 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
4. 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
5. (略)

下水道法第20条第2項の規定より

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理のもとにおける適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

下水道使用料 算定期間

- 算定については、経営戦略等の計画期間を踏まえ、料金等算定期間を設定。
- 上下水道事業は、日常生活に密着した公共料金であるためできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、長期間による算定は予測の確実性を失うこととなる。

算定期間は一般的に **3年から5年程度** に設定することが適当



今回の検討では
令和9年度から令和13年度までの5年間を
料金算定期間とします。

下水道事業 使用料対象経費の算定

使用料対象経費

・下水道使用料算定においては、使用料算定期間中の下水道管理運営費を算定した上で、使用料の対象とならない経費等を控除して**使用料対象経費**を算定する。

使用料対象経費



使用料収入



維持管理費

(目的別)管渠費、
ポンプ場費等
(性質別)人件費、
動力費、委託料等



資本費

減価償却費、
支払利息、
資産維持費



控除

使用料の対象と
ならない経費

□控除項目

- ①公費負担経費（一般会計繰入金等）
- ②附帯的事業経費
- ③関連収入（諸手数料等）
- ④所要（控除対象）の長期前受金戻入

使用料対象経費の内訳

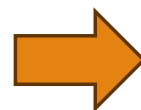
経営戦略

収益的収支計算書

(単位：千円)

	R9	R10	R11	R12	R13	合計
給水収益	69,637	68,082	66,106	64,400	62,693	330,918
雨水処理負担金	576	576	576	576	576	2,880
他会計負担金	140,584	145,842	137,612	138,627	139,447	702,112
他会計補助金						0
長期前受金戻入	184,335	184,244	167,717	165,320	166,451	868,067
その他	56	165	712	5,574	18,027	24,534
収益合計	395,188	398,909	372,723	374,497	387,194	1,928,511
維持管理費	114,538	114,353	128,788	118,550	124,848	601,077
うち職員給与費	21,233	21,299	21,362	21,425	21,489	106,808
減価償却費	295,361	293,036	274,768	273,336	276,572	1,413,073
資産減耗費	12,227	19,454	11,272	11,272	11,272	65,497
支払利息	17,787	18,161	20,401	25,313	29,877	111,539
その他雑支出	4,066	4,191	5,683	4,906	5,034	23,880
特別損失	0	0	0	0	0	0
費用合計	443,979	449,195	440,912	433,377	447,603	2,215,066
差引	△ 48,791	△ 50,286	△ 68,189	△ 58,880	△ 60,409	△ 286,555

※基準外繰入は、本来使用料で負担すべきであるため、使用料対象経費から控除しない。



使用料対象経費

(単位：千円)

項目	R9	R10	R11	R12	R13	合計
営業費用						
維持管理費	114,538	114,353	128,788	118,550	124,848	601,077
減価償却費	295,361	293,036	274,768	273,336	276,572	1,413,073
資産減耗費	12,227	19,454	11,272	11,272	11,272	65,497
合計	422,126	426,843	414,828	403,158	412,692	2,079,647
資本費用						
支払利息	17,787	18,161	20,401	25,313	29,877	111,539
その他	4,066	4,191	5,683	4,906	5,034	23,880
合計	21,853	22,352	26,084	30,219	34,911	135,419
控除項目	325,551	330,827	306,617	310,097	324,501	1,597,593
総計	118,428	118,368	134,295	123,280	123,102	617,473 A
使用料収入	69,637	68,082	66,106	64,400	62,693	330,918 B

※控除項目は、基準外繰入を除く

期間内不足分	286,555 C	= A-B
年不足分	57,311 D	= C/5年
年平均給水収益	66,184 E	= B/5年
改定率	87%	= D/E

現行 1.87倍

経費回収に必要な使用料収入

(単位：千円)

項 目		R9	R10	R11	R12	R13	合計
営業費用	維持管理費	114,538	114,353	128,788	118,550	124,848	601,077
	減価償却費	295,361	293,036	274,768	273,336	276,572	1,413,073
	資産減耗費	12,227	19,454	11,272	11,272	11,272	65,497
	合計	422,126	426,843	414,828	403,158	412,692	2,079,647
資本費用	支払利息	17,787	18,161	20,401	25,313	29,877	111,539
	その他	4,066	4,191	5,683	4,906	5,034	23,880
	合計	21,853	22,352	26,084	30,219	34,911	135,419
控除項目		325,551	330,827	306,617	310,097	324,501	1,597,593
総計		118,428	118,368	134,295	123,280	123,102	617,473

使用料収入	現行料金	69,637	68,082	66,106	64,400	62,693	330,918
	経費回収率100%	129,918	127,225	123,634	120,269	117,128	618,174
	改定率	1.87	1.87	1.87	1.87	1.87	1.87

期間内不足分	現行	286,555
	改定	△ 701
年不足分	現行	57,311
	改定	△ 140
年平均使用料収入	現行	66,184
	改定	123,635

基本料金、超過料金とも現行の
1.69倍必要となる

下水道使用料			
	区分	汚水量	料金
現行	基本使用料	10m3まで	900 円
	超過料金 (1 m3につき)	11~20m3	120 円
		21~30m3	130 円
		31m3~	140 円
100% 経費回収率	基本使用料	10m3まで	1,517 円
	超過料金 (1 m3につき)	11~20m3	202 円
		21~30m3	219 円
		31m3~	236 円

※1か月20m3使用した場合の使用料
現 行：2,310円
独立採算：3,890円

下水道使用料改定案について

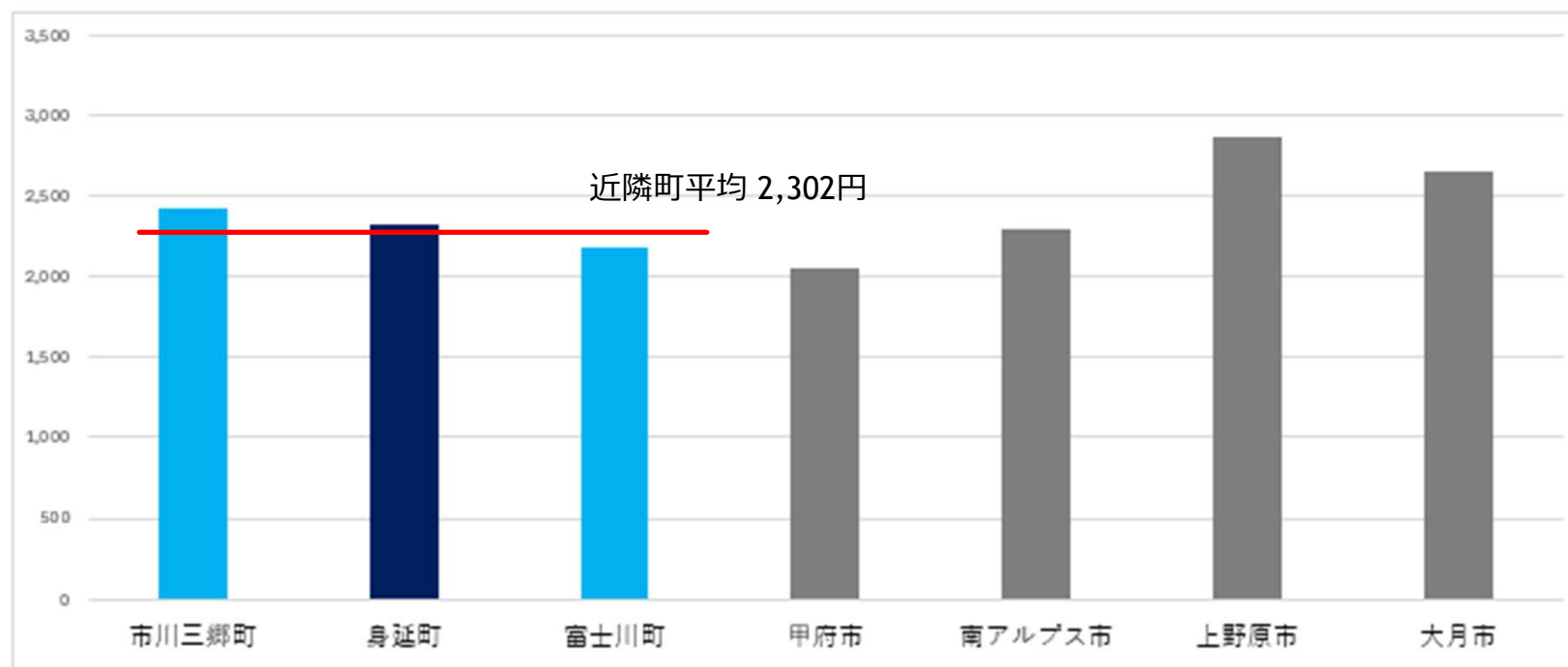
下水道使用料体系（現行）について

身延町の下水道使用料体系	二部料金制・・・基本料金と従量料金からなる。
基本水量の設定	有り・・・10m ³ まで。
超過料金	逦増型・・・排水量に応じて単価が高くなる。
直近の料金改定	平成29年4月・・・超過料金をそれぞれ10円増。

下水道使用料		
区分	汚水量	料金
基本使用料	10m ³ まで	900円
超過料金 (1m ³ につき)	11～20m ³	120円
	21～30m ³	130円
	31m ³ ～	140円

※下水道使用料＝基本料金＋超過料金＋消費税（十円未満切捨）

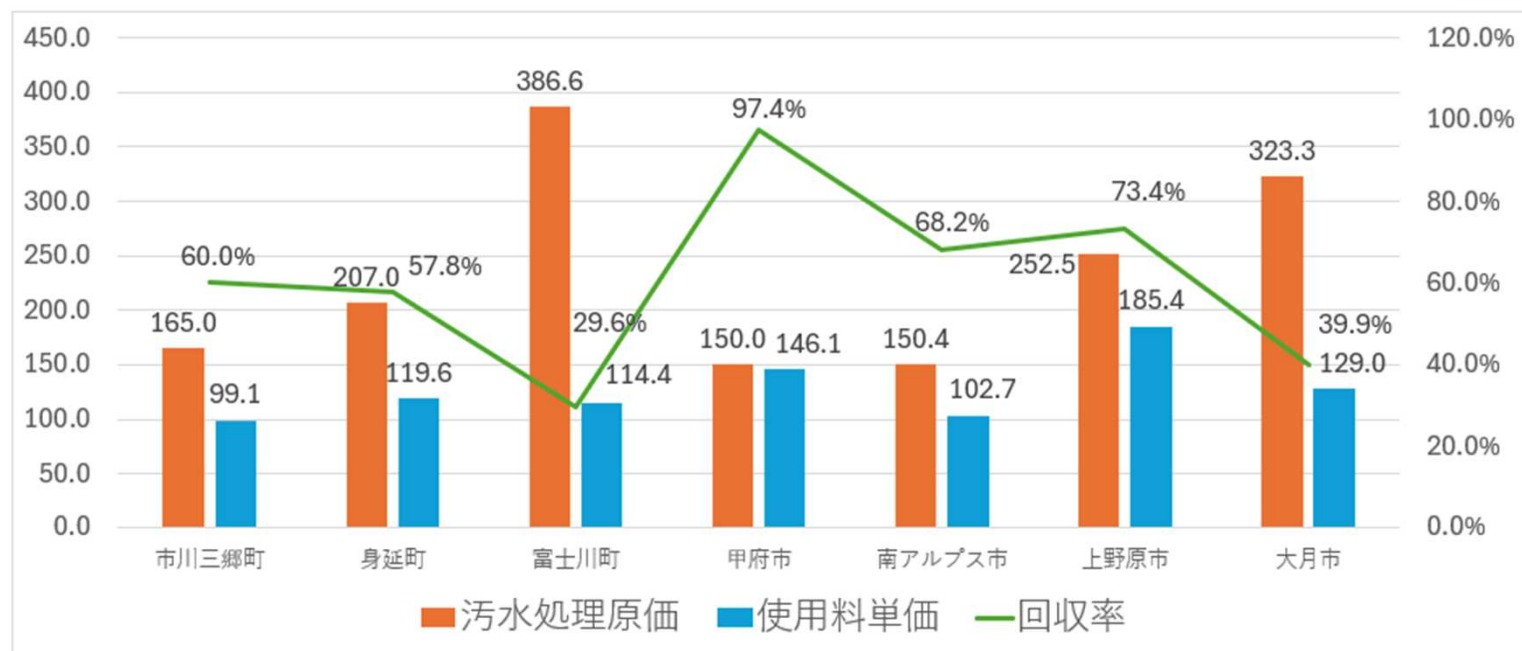
下水道使用料の近隣市町との比較



市川三郷町	身延町	富士川町	甲府市	南アルプス市	上野原市	大月市
2,420	2,310	2,178	2,046	2,288	2,860	2,640

※下水道使用料については、1月使用水量20m³と仮定

污水处理原価・使用料単価による近隣市町との比較



	市川三郷町	身延町	富士川町	甲府市	南アルプス市	上野原市	大月市
污水处理原価	165.0	207.0	386.6	150.0	150.4	252.5	323.3
使用料単価	99.1	119.6	114.4	146.1	102.7	185.4	129.0
回収率	60.0%	57.8%	29.6%	97.4%	68.2%	73.4%	39.9%

※R6公営企業決算統計による公共下水道のデータ。
 ※身延町は、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の平均値。

料金設定の考え方について

▶ 事務局からの提案について

・今後の事業計画の見直し状況によっては資本費が変動するなど、現時点では不確定要素はありますが、国が求める最低限の経営努力である**使用料単価150円/m³**を超えた上で**経費回収率80%以上**を維持するような料金体系を提案いたします。

・公営企業の経営に当たっての留意事項（総務省通知平成26年8月29日総財公第107号）

○下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月 3,000円／20m³（使用料単価150円/m³）を前提として行われていることに留意すること。

・社会資本整備総合交付金等交付にあたっての要件（抜粋）

○特に、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない団体については、令和7年度以降、污水について重点配分の対象としない。

経費回収率 80%以上について

(単位：千円)

項 目		R9	R10	R11	R12	R13	合計
営業費用	維持管理費	114,538	114,353	128,788	118,550	124,848	601,077
	減価償却費	295,361	293,036	274,768	273,336	276,572	1,413,073
	資産減耗費	12,227	19,454	11,272	11,272	11,272	65,497
	合計	422,126	426,843	414,828	403,158	412,692	2,079,647
資本費用	支払利息	17,787	18,161	20,401	25,313	29,877	111,539
	その他	4,066	4,191	5,683	4,906	5,034	23,880
	合計	21,853	22,352	26,084	30,219	34,911	135,419
控除項目		325,551	330,827	306,617	310,097	324,501	1,597,593
総計		118,428	118,368	134,295	123,280	123,102	617,473 A
使用料収入		69,637	68,082	66,106	64,400	62,693	330,918 B

※控除項目は、基準外繰入を除く

◆経費回収率 80%
対象経費617,473円×80% = 493,978円以上

期間内不足分	286,555 C	= A-B
年不足分	57,311 D	= C/5年
年平均給水収益	66,184 E	= B/5年
改定率	87%	= D/E

下水道使用料改定案について

●公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業

使用料単価150円/m³ かつ 経費回収率80%以上 になるよう設定

	基本水量	基本料金	超過料金
改定案	10	1,200円に設定。 ※基本料金と超過料金を概ね3：7に配分する。	回収率80%以上になるように超過料金を設定。

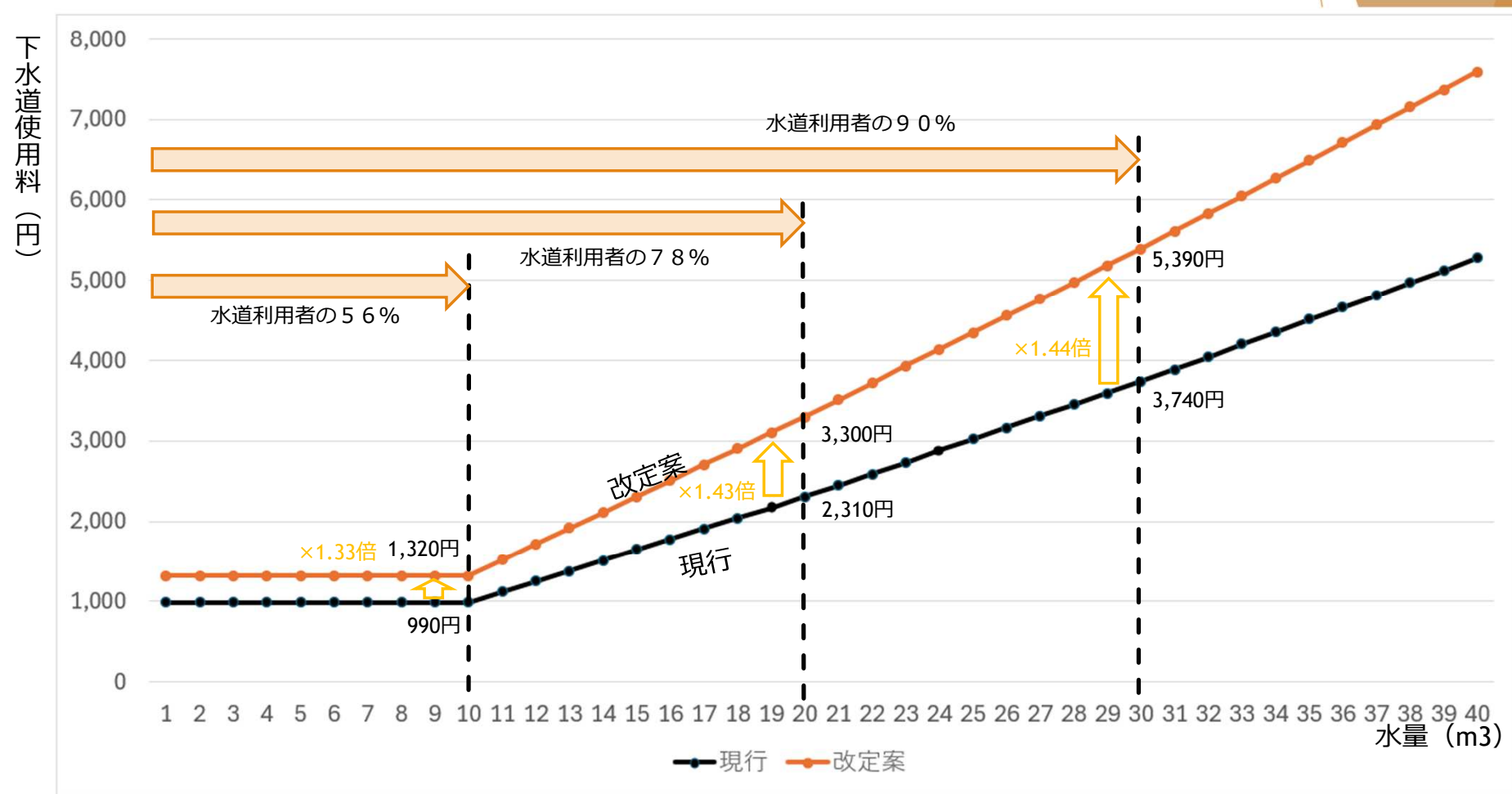
※総務省「公営企業の経営に当たっての留意事項」による。

※国交省「社会資本整備総合交付金等交付にあつての要件」による。

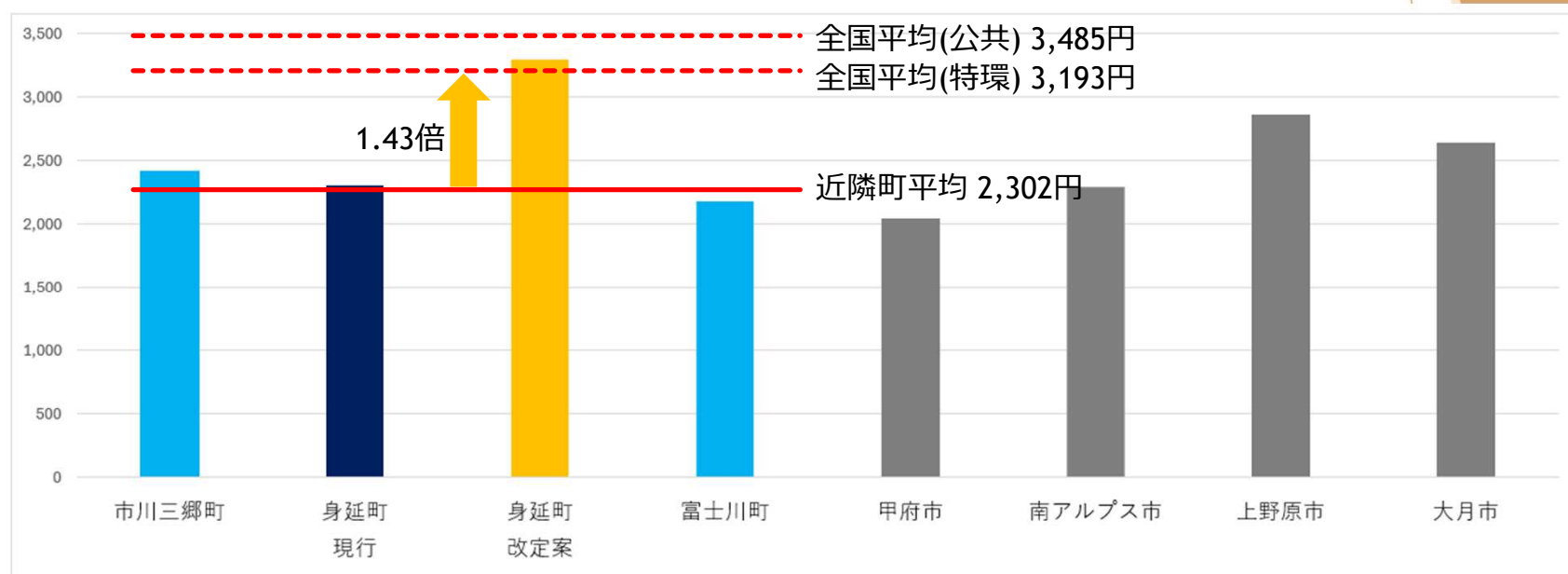
※日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方」による。

下水道使用料					
	基本料金	超過料金			
		～10m ³	11m ³ ～20m ³	21m ³ ～30m ³	31m ³ ～
現行	900 円	0 円	120 円	130 円	140 円
パターン 1	1,200 円	0 円	180 円	190 円	200 円

使用水量における使用料金の比較について

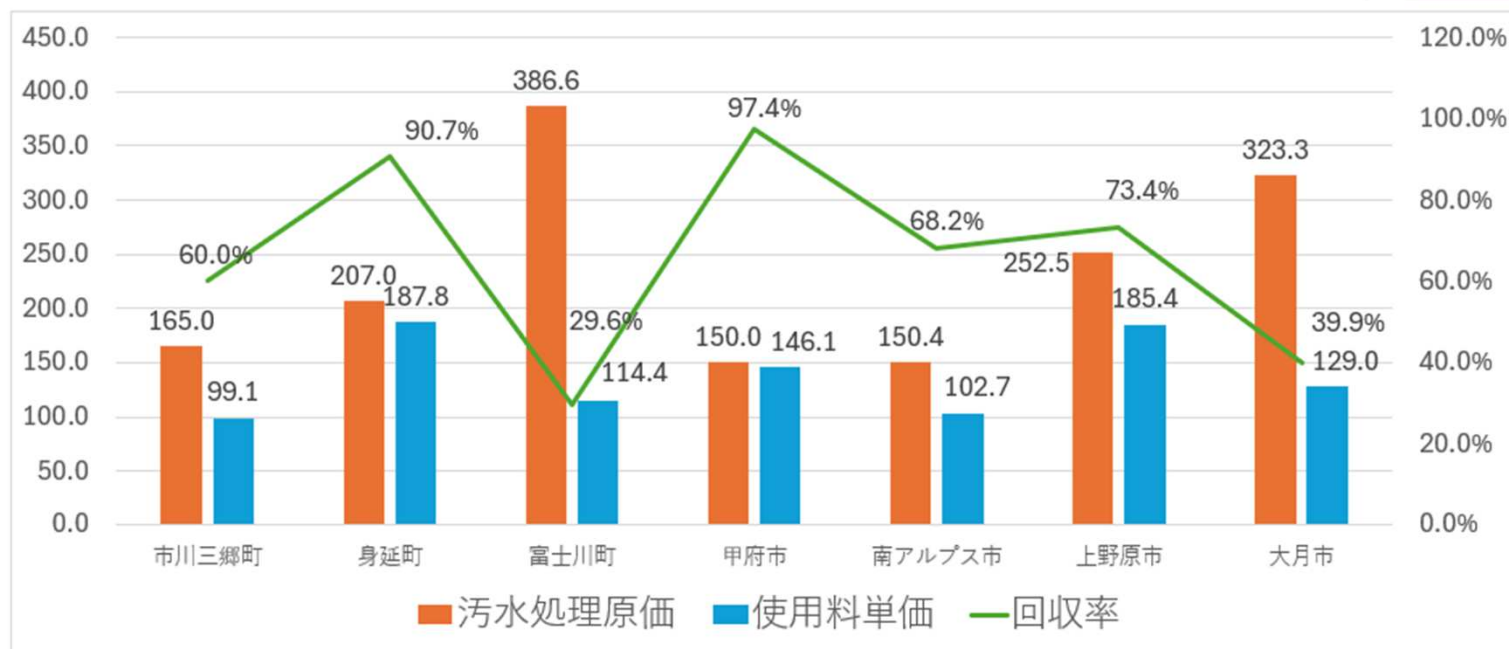


下水道使用料（改定案）の近隣市町との比較



※ 1月使用水量 20m³と仮定

改定案の汚水処理原価・使用料単価による近隣市町との比較



	市川三郷町	身延町	富士川町	甲府市	南アルプス市	上野原市	大月市
汚水処理原価	165.0	207.0	386.6	150.0	150.4	252.5	323.3
使用料単価	99.1	187.8	114.4	146.1	102.7	185.4	129.0
回収率	60.0%	90.7%	29.6%	97.4%	68.2%	73.4%	39.9%

※R6公営企業決算統計による公共下水道のデータ。
 ※身延町は、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の平均値。

料金改定案（経営収支）による料金改定率について

（単位：千円）

項 目		R9	R10	R11	R12	R13	合計
営業費用	維持管理費	114,538	114,353	128,788	118,550	124,848	601,077
	減価償却費	295,361	293,036	274,768	273,336	276,572	1,413,073
	資産減耗費	12,227	19,454	11,272	11,272	11,272	65,497
	合計	422,126	426,843	414,828	403,158	412,692	2,079,647
資本費用	支払利息	17,787	18,161	20,401	25,313	29,877	111,539
	その他	4,066	4,191	5,683	4,906	5,034	23,880
	合計	21,853	22,352	26,084	30,219	34,911	135,419
控除項目		325,551	330,827	306,617	310,097	324,501	1,597,593
総計		118,428	118,368	134,295	123,280	123,102	617,473
使用料収益	現行料金	69,637	68,082	66,106	64,400	62,693	330,918
	改定料金（事務局案）	109,213	106,949	103,930	101,102	98,461	519,655
	改定率	1.57	1.57	1.57	1.57	1.57	1.57

期間内不足分	現行	286,555
	改定	97,818
年 不 足 分	現行	57,311
	改定	19,564
年 平 均 使用料収益	現行	66,184
	改定	103,931

料金改定案による一般会計からの繰入見込み

現行料金

単価：千円

項目	R9	R10	R11	R12	R13	合計
一般会計繰入金	189,951	196,704	212,317	218,013	226,266	1,043,251
収益の収支	189,951	196,704	206,377	198,083	200,432	991,547
基準外繰入金	48,791	50,286	68,189	58,880	60,409	286,555
基準内繰入金	141,160	146,418	138,188	139,203	140,023	704,992
資本の収支	0	0	5,940	19,930	25,834	51,704
基準外繰入金	0	0	5,940	19,930	25,834	51,704
基準内繰入金	0	0	0	0	0	0

料金改定案

項目	R9	R10	R11	R12	R13	合計
一般会計繰入金	150,375	157,837	174,493	181,311	190,498	854,514
収益の収支	150,375	157,837	168,553	161,381	164,664	802,810
基準外繰入金	9,215	11,419	30,365	22,178	24,641	97,818
基準内繰入金	141,160	146,418	138,188	139,203	140,023	704,992
資本の収支	0	0	5,940	19,930	25,834	51,704
基準外繰入金	0	0	5,940	19,930	25,834	51,704
基準内繰入金	0	0	0	0	0	0
削減額	-39,576	-38,867	-37,824	-36,702	-35,768	-188,737

下水道使用料の改定について（確認）

- ▶ 料金算定の設定について
経費回収率 80%以上
- ▶ 料金算定期間について
令和9年から令和13年の5年間
- ▶ 料金体系について
二部料金制（基本料と超過料） 逓増型（排水量に応じて単価が高くなる）
※消費税10円未満切り捨ての廃止（インボイス制度による）
- ▶ 料金改定率について
平均改定率を令和9年に1.57倍に改定する案
- ▶ 料金改定基準日について
令和9年4月1日（令和9年4月使用分から）